

意見聴き取り調査票

(福島県土木建築調査設計団体協議会)

1 総合評価方式について

(1) 県の総合評価方式において、入札参加者の技術力や地域貢献度を評価するためには、どのような項目を評価すべきとお考えですか。

- ・測量設計等の業務委託は、それぞれの設計思想があるので、それらを適正に評価することは極めて困難であると考えます。

(2) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

- ・総合評価方式については、成果品の品質向上を求める標準型や簡易型提案型のように、橋りょうの予備設計、大規模な路線の検討、大規模な概略設計、特殊構造物の設計など、高度な技術力を要し、難易度の高い業務にのみ適用していただきたい
- ・総合評価方式は、提案書等の作成に多くの時間を費やすために負担が大きい。総合評価方式を適用する場合は、事務的な負担が比較的少ない簡易型（技術者型）を採用していただきたい。

<建築設計関係>

- ・建築の設計者の選定については、創造性や独自性等を求められる新築や改築工事は価格競争でなく、公募型プロポーザル方式等を採用していただきたい。

2 技術者の確保について

技術者の確保の現状と対応策についてお聞かせください。

<土木設計関係>

(現状)

- ・技術の継承のためにも、新規採用を実施したいが、将来の受注見通しが立たないので、新規採用を控えている企業が多い。
- ・中堅クラスの技術者が少ない。会社の技術力アップの観点から中途採用社員も考えているが、首都圏と地方との給与格差があり、厳しい雇用環境にある。
- ・復興再生業務が本格的に実施されていく中で、発注者支援業務も増加して

いるが、限りある技術者を発注者事務所に常駐させることは極めて困難な状況にある。

- 特に測量については、専門技術者の教育養成機関が減少していることから技術者の育成・確保が難しい状況にある。

(対応策)

将来の業務量確保が見通せない現状では、新たな技術者の確保に踏み切れない状況にあるが、将来的に会社を維持するためには若手技術者の確保が重要な課題である。積極的に求人活動を実施している企業もあるが、若手人材の確保は厳しい状況にある。将来に展望が持てる業界になることが人材確保の必須条件と思われる。

○再雇用及び契約社員等の活用

○大学・高校への訪問

○インターンシップ・職場見学会等を通じた企業情報の発信

○業界の積極的なPRによる社会的な認知度の向上

○技術者の待遇改善

○労働環境の改善、業務の適正配分等を通じた長時間労働の回避

<建築設計関係>

(現状)

- 一級建築士資格は、大学卒業後2年間の実務経験が義務付けられている上合格率が10%程度と非常に取得困難となっている。
- 県内の設計事務所は零細な事業所が多く、就業環境の悪さもあり、建築設計を自分の生業として目指す若い人が非常に少なくなっている。
- 耐震改修は、「建築構造技術者」が少ないことが建築物の耐震化を進める上での「ボトルネック」となっている
- 設備設計は、事業所数が極端に少なく高齢化しており、「設備技術者」の確保は急務である。

(対応策)

- 団体の各支部に青年部を立ち上げ、講習会や先進地視察等の青年部活動を通じて若手技術者の育成を図っている。

3 入札制度について

工事に関する測量等委託業務に係る現行の入札方式について、御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

- ・指名競争入札は、受注希望者の業務実績、有資格者数・施工能力や信用度等を指名の段階で調査・確認できる制度である。公共事業の最上流に位置する測量等の業務の善し悪しが重要であり、これまでの業務成果等を反映できる指名競争入札制度の活用が、その品質確保の有効な手法の一つであると考えます。
- ・地質調査業務における登録業者は全て電子入札利用登録済みであるので、電子入札の更なる拡大をお願いしたい。

<建築設計関係>

- ・建築設計は、震災復興や耐震改修促進法による建築物の耐震化で多忙な状況が続いており、競争入札の場合は一般競争入札の公募に対応する時間的余裕が無いことから、災害復興関連事業は随意契約方式を継続していただきたい。

4 品確法等三法改正について

担い手の育成・確保のため、どのような取組みをされているかお聞かせください。

品確法等三法改正により、「発注者の責務」として「担い手の中・長期的育成確保」が明文化された。建設労働者の雇用改善や技能の向上を図るための助成金の支給等、建設業には各種支援策が講じられているが、測量設計業等の建設関連業はそれらの支援策から除外されている。県におかれては、建設業と一連の業務を担っている建設関連業も、建設業同様、重要な地域産業であるとの認識を深化させ、それらの支援策を受けられるよう対策を講じていただきたい。

<土木設計関係>

- ・インターンシップ、職場見学会、出前講座等を通して地質調査・測量設計業の魅力の発信や理解を高める活動を展開。

『測量設計業協会』（平成26年度）

○インターンシップ 3校、延べ11日、25名、12社

○平板測量競技大会（県大会） 審査員 9名、トロフィ・盾贈呈

〃 （東北大会） 審査員10名、トロフィ・盾贈呈

- ・若手技術者のスキルアップ研修の実施や関係機関の現場見学会への参加

『測量設計業協会』

○協会独自の「測量・設計CPD（継続教育）制度」を活用した新技法等の知識習得、技術士等の資格取得のための各種研修会・講習会

10回、延べ367社、720名（平成26年度）

『地質調査業協会』

- ・入職前後の若年者の関心を高めスキルアップを図るため地質調査に関する資格取得を支援している。

<建築設計関係>

- ・県内の工業高校建築科の生徒を対象として、木造住宅耐震診断等の「地域防災授業」を実施している。
- ・県内の建築系高校生との学習成果を発表する場として、また優秀者を表彰しその実力を称える場として「福島県建築系高校卒業設計優秀作品表彰」を実施している。
- ・建築設計関係団体が主催する講演会やセミナー等に建築系大学生や高校生を招待し、建築設計に対する理解を深めていただいている。

5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

- ・業務が短期的に集中した場合、①検討及び照査の時間が十分確保できず、ミス、エラーの発生を招きやすくなる、②業務量集中時期に合わせた従業員数を確保することは、企業経営を圧迫することになる、③過酷な長時間残業により技術者の業界離れが進む。結果として、業務成果全般の品質低下を招くことになり、真の顧客である「納税者・県民の不利益」となる。コストの縮減並びに品質確保のため、年度後半に集中することのないよう年間を通じた計画的な発注による平準化を推進していただきたい。特に、測量設計業務については、第一四半期に発注が少ないことから、繰越しやゼロ県債等の活用により、効率的な作業が容易な4・5月の発注件数の拡大に努めていただきたい。
- ・地方における雇用の創出や災害時の緊急出動など、社会的貢献度が高く、地域の実情にも精通している地元企業の受注機会を確保することは大切であると考え。特に、公共インフラの老朽化に伴う橋りょう、トンネル等

- の公共土木施設等の維持補修業務は地元企業への優先発注を考慮願いたい
- 地元企業の受注機会を少しでも多く確保できるよう、大規模な業務においても地元企業ができる業務については可能な限り分離発注に努めていただきたい。

<建築設計関係>

- 工事監理業務の入札方式は、「誰にでもできる」という理由から指名競争入札となっておりますが、現実的には、建築設計業務の中で全て表現することは困難であり、工事監理業務においても、建築設計者の当該施設に求められる創造性や独自性等を総合的に判断することが必要なことから工事監理業務は建築設計者との単独随意契約を採択していただきたい。